

議案第1号

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出

寒川町長 木村俊雄

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を図るため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年寒川町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条の規定によるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> | <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条の規定によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> |